



# 健康・福祉

～介護保険・障がい者支援・高齢者支援・福祉サービス～

## 介護保険

問 健康福祉課 ☎32-2421

### ■加入対象者

- ◆ 第1号被保険者…65歳以上の方
- ◆ 第2号被保険者…40歳から64歳までの方で医療保険に加入している方

### ■サービスを利用するための手順

#### ① 申請

↓ 介護保険被保険者証(第2号被保険者の方は健康保険被保険者証)・マイナンバーがわかるものを持参して、神崎支庁舎内健康福祉課で申請手続きをしてください。

#### ② 認定調査の実施

↓ 認定調査員が自宅などを訪問し、介護が必要な状態かどうかの調査を行います。

#### ③ 主治医意見書の取得

↓ 健康福祉課から主治医に意見書作成を依頼します。

#### ④ 介護認定審査会による審査

↓ 訪問調査の結果および主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で介護の必要性の有無および度合いを判断します。

#### ⑤ 認定結果の通知

↓ 介護の度合いに応じて、非該当(自立)、要支援1・2または要介護1～5の区分に分けられ、その結果が通知されます。

#### ⑥ 介護サービス計画(ケアプラン)の作成

↓ 要介護認定を受けた方は、介護支援専門員(ケアマネジャー)との話し合いにより、本人や家族の状況に応じた介護サービスの利用計画(ケアプラン)を作成してもらいます。

#### ⑦ 介護サービスの利用

ケアプランに基づいた介護サービスが利用できます。所得により1割～3割の個人負担があります。  
(3割負担は2018年8月～)

### ■利用できる介護サービス

サービスの種類	サービスの内容
在宅サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 訪問介護(ホームヘルプ) ◆ 訪問入浴介護 ◆ 通所介護(デイサービス) ◆ 訪問看護 ◆ 通所リハビリテーション ◆ 訪問リハビリテーション ◆ 居宅療養管理指導 ◆ 短期入所サービス(ショートステイ) ◆ 小規模多機能型居宅介護 ◆ 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ◆ 特定施設入居者生活介護 ◆ 福祉用具貸与 ◆ 福祉用具購入費の支給 ◆ 住宅改修費の支給</li> </ul>
施設サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ◆ 介護老人保健施設 ◆ 介護医療院</li> </ul>

### ■転入・転出されるとき

介護認定を受けている方が転入・転出をされるときの手続きは以下のとおりです。

区分	サービスの内容
転入	前住所地で要介護認定を受けていた方は、同じ要介護度の新しい被保険者証を発行しますので、前住所地で発行された受給資格証明書をお持ちください。
転出	要介護認定を受けている方には、新しい住所地で引き続き認定を受けるために、受給資格証明書を発行します。

## ■負担限度額認定証

介護保険施設（特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護医療院）などに入所（短期入所含む）をすると、居住費・食費は実費負担となります。一定の所得要件などを満たすことにより居住費・食費の自己負担限度額が軽減されます。なお、認定証の交付には申請が必要です。

## ■地域支援事業

介護予防・生活支援サービス事業	要支援1・2の方および基本チェックリストにより事業対象者となった方は、訪問型サービス（ホームヘルプ）、通所型サービス（デイサービス、じっくり貯金教室【短期集中C事業】）が利用できます。
一般介護予防教室	すべての高齢者を対象に、これからも元気でいきいきと生活し、要介護状態とならないようにするために介護予防教室を開催します。 ①運動器の機能向上を目的とした「こつこつ貯金教室」 ②認知症予防、認知機能の向上を目的とした「いきいき俱楽部」「ほがらか教室」があります。

## 高齢者福祉

問 健康福祉課 ☎32-2421

緊急通報システム事業	おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者並びに高齢者のみの世帯や障がい者のみの世帯などを対象に、緊急通報システムを設置することにより、緊急時の連絡に 24 時間体制で対応します。
低所得世帯等緊急通報用福祉電話給付事業	ケーブルテレビ電話の廃止に伴い、固定電話および携帯電話を所有していない町民税非課税世帯に対し、福祉電話を無償給付します。なお、基本使用料、通話料および修理費は本人負担となります。
介護用品支給事業	在宅で要介護 4・5 の方で、町民税非課税かつ町民税課税者の扶養親族となっていない方に対し、紙おむつ・尿とりパッドなどの介護用品を、1 年間に 75,000 円分を上限に支給します。
タクシー運賃助成事業	要介護 3～5、身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 判定、精神障害者保健福祉手帳 1 級の方に対し、年間 24 回（透析患者は 48 回）までの町内タクシー運賃の半額補助をします。
人生いきいき住宅助成事業	要介護認定を受けている方および身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方が安心で自立した生活を送ることができるよう、住宅のバリアフリー化改造などに要する経費の一部を助成します。工事契約および工事着工前に申請が必要ですので、事前にお問合せください。
地域住民グループ活動支援補助事業	各地域でのミニデイ活動の補助として、運営補助（1 地区ごとに 20,000 円）と活動補助（参加者 1 人につき 100 円）を支給します。また、年 1 回に限り庁用マイクロバスを利用することもできます。

## 地域包括支援センターの役割

問 健康福祉課 ☎32-2421

地域包括支援センターには、保健師や社会福祉士・主任ケアマネジャーが配置されており、地域で暮らす方たちの介護予防や日々の暮らしをさまざまな側面からサポートする役割を担っています。高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、介護だけでなく福祉・健康・医療などのさまざまな分野から総合的に高齢者とその家族を支える機能も担っています。主な業務としては、総合相談・介護予防ケアマネジメント・包括的継続的ケアマネジメント・権利擁護・認知症総合支援などです。

## 障がい者（児）福祉

問 健康福祉課 ☎32-2421

## ■身体障害者手帳

視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語、そしゃく、肢体、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能に障がいがあるために、日常生活に制限を受けている方で、障がいの程度が1級から6級のいずれかに該当する方に身体障害者手帳が兵庫県から交付されます。なお、手帳の交付には申請が必要です。

## ■療育手帳

知的障がいのある方に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の福祉サービスなどを受けやすくするためのものです。本人または保護者の申請に基づいて、兵庫県知的障害者更生相談所（18歳未満は姫路こども家庭センター）が判定をし、障がいの程度がA・B1・B2と判定された場合に、兵庫県が交付します。発達障害と判定された場合にも同様に療育手帳が交付されます。なお、手帳の交付には申請が必要です。



## ■精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのために日常生活や社会生活に制限がある方が対象です。障がいの程度が1級から3級の区分のいずれかに該当する方に精神障害者保健福祉手帳が兵庫県から交付されます。なお、手帳の交付には申請が必要です。

## ■ 補装具の給付

身体障がい者(児)を対象に身体上の障がいを補うため、車いす・義足・補聴器などの補装具を給付します。所得に応じて自己負担があります。

## ■ 日常生活用具の給付

重度の障がい者(児)を対象に、日常生活の向上を目的とするための特殊寝台・歩行支援器具などの用具を給付します。所得に応じて自己負担があります。

## ■ 自立支援医療（育成医療）

18歳未満の児童で、身体に障がいなどがあり、手術などの治療により確実な治療効果が期待できる児童に、指定医療機関において公費により治療を受けられます。なお、医療を受ける前に申請が必要で、所得に応じて自己負担があります。

## ■ 自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患(てんかんを含む)で通院されている方が、安定して治療を受けることができるよう、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費の自己負担が軽減されます。なお、医療を受ける前に申請が必要で、所得に応じて自己負担があります。

## ■ 自立支援医療（更生医療）

18歳以上で身体障害者手帳を所持する方が日常生活能力、社会生活能力、職業生活能力を回復または向上、もしくは獲得させることを目的とした医療を指定医療機関で受けられます。なお、医療を受ける前に申請が必要で、所得に応じて自己負担があります。

## ■ 就学・職業訓練助成金

月10日以上、実費を伴って特別支援学校に通学する児童および就労支援事業所などに通所する方に対して、助成金を支給します。

## ■ 障害者手当

名称	対象者	支給額	支給時期	備考
特別障害者手当	在宅で20歳以上の重度重複心身障がい者	27,980円 /月額	2、5、8、11月 (前月分迄)	♦ 医師の診断書により判定 ♦ 所得制限あり
障害児福祉手当	在宅で20歳未満の重度心身障がい児	15,220円 /月額	2、5、8、11月 (前月分迄)	♦ 医師の診断書により判定 ♦ 所得制限あり
重度心身障害者(児) 介護手当	在宅で6か月以上寝たきりなどの状態にある心身障がい者(児)の介護者	100,000円 /年額	2、5、8、11月 (前々月分迄)	♦ 介護保険サービス および障害福祉サービス未利用者 ♦ 住民税非課税世帯

## ■ 障害者総合支援

### 介護給付

居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、または重度の知的障がい者、もしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者で、常に介護を必要とする方に自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がい者(児)に対し、外出時において、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄・食事の介護、その他外出する際に必要となる援助などのサービスを提供します。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。





### 介護給付

重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設などで、入浴、排泄、食事の介護などを行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をしています。
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護などを行います。

### 訓練等給付

自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業などでの就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

### 地域生活支援事業

移動支援	余暇活動など社会参加を行う外出について支援します。
成年後見制度利用支援	知的障がい、精神障がいのある方に対して、成年後見制度の利用を支援します。
日中一時支援	障がい者の家族の一時的な負担軽減を図るため、障がい者の日中における活動の場を確保する支援を行います。

### 地域相談支援事業

地域移行支援	障がい者支援施設、精神科病院を利用している方が、退所・退院するにあたって、住居の確保など新しい生活の準備を支援します。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者などを対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

## 高齢者・障がい者虐待防止センター | ☎ 健康福祉課 ☎32-2421

高齢者や障がい者の権利や尊厳を脅かす虐待を防止するとともに、養護者への支援をします。地域全体での見守りの中で、権利擁護の支援が必要な人を地域において発見し、支援へつなげる体制づくりに取り組んでいます。

## 成年後見制度の利用支援 | ☎ 健康福祉課 ☎32-2421

成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいなかったり、申立費用や成年後見人などの報酬を負担できないなどの理由により制度が利用できない方に対し、申し立ての支援や助成などを実施して利用の支援をします。神崎郡3町で成年後見相談会を開催しています。

# 母子保健

問 健康福祉課 ☎ 32-2421

## ■妊娠から生まれてまもなく

事業名	対象	内容	実施日
母子健康手帳交付	医療機関で妊娠の診察を受け妊娠届をする方	母子健康手帳交付、妊婦健康相談など	開庁日 (事前予約必要)
妊婦健診費助成	母子健康手帳交付を受けた方	計14回、合計金額88,000円を上限に受診券交付	開庁日
プレママカフェ	妊婦および生後6か月までの親子	●助産師、保健師、栄養士、歯科衛生士のワンポイント講座 ●母親同士の交流	偶数月第2火曜 午前9時30~11時30分
プレパパ・プレママ教室	妊婦およびパートナー	助産師による講話・沐浴・調乳・更衣・オムツ交換などの実技	年数回
妊婦・赤ちゃん訪問	妊婦・新生児・生後4~6か月の乳児	●保健師または助産師 ●民生委員による赤ちゃんの絵本をプレゼント	随時
産後ケア事業	●生後~12か月末満の母と乳児 ●家族の支援が受けられない方かつ母体の回復や育児に不安がある方	医療機関での宿泊型・通所型 助産師による乳房ケア指導など	予約にて調整
未熟児療育医療	療育のために医療を必要とする未熟児	入院医療費のうち保険適用分の自己負担額を給付	開庁日
不育症治療費助成	治療を受けられた夫婦	不育症治療を受けられたご夫婦に対する治療費の助成	予約にて調整
産婦健診	産婦	産後概ね2週間から1か月の産婦の健診 (1回上限5,000円2回までの助成) 妊娠8か月頃の妊婦訪問にて交付	出産後
新生児聴覚検査	新生児	生後間もない時期(入院中)の聴覚検査費用の助成 (1回上限5,000円の助成) 妊娠8か月頃の妊婦訪問にて交付	出産後
妊婦歯科検診助成	妊婦	歯科検診費用の一部助成 (1回上限2,000円の助成)	定期の間 (5~7か月)

## ■子どもが生まれたら

事業名	対象	内容	実施日
もぐもぐ教室 (離乳食教室)	2, 3か月児	身体計測・離乳食指導・試食 赤ちゃん体操・保健・栄養相談	年3回
乳児健診 (3, 4か月児健診)	3, 4か月児	身体計測・小児科診察 整形外科診察・保健・栄養相談	偶数月 第4金曜 午後1時~
すくすく相談 (乳幼児相談)	7か月児・1歳児・4歳児(希望者は自由参加)	身体計測・保健相談 栄養相談・歯科保健指導	毎月 第1金曜 午後1時30分~
1歳6か月児・ 3歳児健診	1歳6, 7か月児・3歳 3, 4か月児	身体計測・小児科診察・歯科診察・ 栄養・保健相談・ブラッシング指導	奇数月 第4水曜 午後1時~
むし歯予防教室	2歳児	フッ素塗布・身体計測・保健相談・ 栄養相談・歯科保健指導	年4回
5歳児相談	5歳児	発達に関する問診票による発達の確認と 心理士・医師による相談	問診票 8月中 相談 年3回 (10-12月第1水)
母乳相談事業	生後6か月までの乳児と母	助産師によるおっぱい相談や、訪問での 乳房ケア(自己負担700円/回)利用 回数制限あり。	予約にて調整
発達すこやか相談	発達発育などの相談希望のある方	心理士・医師による専門相談	毎月第1水曜 随時 予約制

### 神河町子育て世代包括支援センター(かみかわのたからもの相談所)

妊娠前から乳幼児期、学齢期、思春期の子育て中の『かみかわのたからもの(こどもと子育て期の家庭)』のご相談に応じる、子どもに関するワンストップの相談窓口です。必要に応じ、手続きの窓口につなぎ、関係機関と連携して子育てを応援します。



# 福祉医療費助成制度 | 間 住民生活課 ☎ 34-0962

福祉医療費助成制度の受給者証は、兵庫県内の保険医療機関などにおいてのみ有効です。県外で受診された場合や、受給者証を提示されず各医療費助成制度が適用されなかった場合、補装具などを装着された場合は、医療機関などの領収書、健康保険証、印鑑、振込先の預金通帳（補装具代の申請は、医師の意見書、装着証明証、明細書、加入の健康保険（神河町国保以外）から発行された給付決定通知書）などをご持参のうえ、申請してください。入院時食事療養費は助成対象外です。

乳幼児等 医療費助成	0歳～高校3年生の子どもに係る医療費を助成します（扶養義務者の所得制限なし）。入院・外来とともに一部負担金はありません。なお、全寮制の学校など、一時的に神河町に居住し町外に居住する扶養義務者（親）の元へ帰ることが予想される場合は、助成対象外です。また、学校管理下（幼稚園・保育所など含む）において生じたケガなどについて、（独）日本スポーツ振興センター法の災害共済給付制度が適用となる場合は福祉医療の助成対象となりません。
母子家庭等 医療費助成	18歳に達した年度末までの児童もしくは20歳未満の高校等在学中の児童を監護する母子家庭の母または父子家庭の父等およびその児童、遺児の医療費の一部を助成します。（所得制限あり）
重度障害者・ 高齢重度障害者 医療費助成	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の人に係る医療費の一部を助成します。（所得制限あり）なお、精神障害者保健福祉手帳1級で受給される方の、精神疾患の入院・通院の治療については、助成対象外です。
高齢期移行者 医療費助成	65歳～69歳の方（後期高齢者医療制度加入者は除く）で、市町村民税非課税世帯で、世帯員全員が年金収入80万円以下、かつ、所得がない方、市町村民税非課税世帯で本人の年金収入を加えた所得が80万円以下で、かつ要介護2以上の方の医療費の一部を助成します。

## 予防接種

問 健康福祉課 ☎ 32-2421

### 成人の予防接種

予防接種名	回数	年齢	接種費用
定期	毎年1回	①65歳以上の方 ②60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいを有する、身体障害者手帳1級の方	1,500円 (65歳以上で生活保護を受給されている方は、無料となります。健康福祉課まで申請にお越しください。)
		自己負担あり	
風しん	抗体検査で抗体値が低い場合は予防接種	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性（令和7年3月31までの期間に限り実施）	抗体検査・予防接種共に無料
高齢者 肺炎球菌	どちらかで 1回	過去に接種歴がない方で ①当該年度中に65歳に達する方（令和7年3月31日まで） ②60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいを有する、身体障害者手帳1級の方	2,500円 (生活保護を受給されている方は、無料となります。健康福祉課まで申請にお越しください。)
		定期接種対象者以外で、過去に接種歴がない方で、 ①75歳以上の方 ②65歳以上で心臓・腎臓および呼吸器の機能に障がいを有し、身体障害者手帳1級の交付を受けている方	助成額(4,000円)を超える分
任意	どちらかで 1回	①接種日時点で満19歳～49歳の方 ②妊婦の同居家族	助成額(5,000円)を超える分 助成額(7,500円)を超える分
季節性 インフルエンザ		①1歳から中学3年生までの方 ②40歳以上60歳未満で、心臓・腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいを有する身体障害者手帳1級の方 ③65歳未満で生活保護を受給されている方	1,500円



健康  
・  
福祉

## ■こどもの予防接種（定期予防接種）

※令和6年1月1日現在

種類	区分・回数	標準接種年齢	接種場所
BCG(1回)		生後3～7か月	神崎支庁舎
B型肝炎(3回)		生後2～8か月(27日以上の間隔をおいて2回目接種した後、1回目の接種から139日以上の間隔をおいて1回接種)	
ロタ(ロタリックス)	1回目	生後2か月から出生14週6日後までに行う	
	2回目	1回目の接種から27日以上の間隔をおいて接種	
小児肺炎球菌	1期初回(3回)	生後2～6か月に開始(27日以上の間隔をおく)	
	1期追加(1回)	初回(3回)終了後、60日以上の間隔をおき、生後12か月以降(生後12～14か月が標準)	
ヒブ	1期初回(3回)	生後2～6か月に開始(27～56日の間隔をおく)	
	1期追加(1回)	初回(3回)終了後、7～13か月までの期間をおく	
4種混合	1期初回(3回)	生後2～11か月(20～56日の間隔をおく)	
	1期追加(1回)	初回接種(3回)終了後、12～17か月の間隔をおく	
麻しん・風しん混合	1期(1回)	1歳の誕生日前日から2歳の誕生日前日まで	
	2期(1回)	小学校就学前1年間	
水痘	1回目	1歳～1歳3か月まで	
	2回目	1回目接種終了後、6～12か月の間隔をおく	
日本脳炎	1期初回(2回)	4歳になる年度(6～28日の間隔をおく)	
	1期追加(1回)	5歳になる年度(初回2回目接種終了後、おおむね1年)	
	2期(1回)	10歳になる年度	
二種混合	2期(1回)	12歳になる年度	
子宮頸がん		中学1年生相当 ※接種間隔や回数はワクチンの種類や年齢によって異なります	

※今後、4種混合にヒブが追加された「5種混合」が定期化される予定です。

※日本脳炎と子宮頸がんワクチンは、対象年齢を超えてても特例の対象になる場合がありますので、ご希望の方は健康福祉課へご相談ください。

※法改正などの都合により、種類や内容などが変更される場合がありますので、最新の対象年齢や受け方は、町のホームページをご覧ください。

## 町ぐるみ健診・婦人健診等 | 問 健康福祉課 ☎32-2421

### ■健康相談・健康教育

事業名	実施日	内容
健康福祉なんでも相談	毎月第2火曜日	健康・福祉に関する相談
栄養相談	随時(予約制)	栄養に関する相談
特定保健指導	随時	メタボリックシンドロームの方への個別支援
町ぐるみ健診結果説明会	健診1か月後	健診結果票の見方・生活習慣の個別指導(地区巡回)
各種健康教室	随時	糖尿病・高血圧・腎臓等疾患別教室など
男性料理教室	5月～	男性のための料理教室
こころの居場所(個別相談)	週1回	ひきこもり不登校など悩みを抱える方のつどい、家族当事者の個別相談



健診種別	検査内容	対象者	節目無料対象者
町ぐるみ健診	特定(基本)健診	身体計測・血圧・尿・血液検査・腹囲測定など	39歳以下および75歳以上ならびに国保加入・社保扶養の一部の40~74歳ご希望の方
	特定(基本)健診 オプション検診項目	貧血検査	ご希望の方
		心電図検査	
		眼底検査	
	肺がん検診	胸部レントゲン	ご希望の方 41・46・51・56・61・66・71・76歳の方
		喀痰検査(痰の細胞診)	喫煙年数・自覚症状のある方
	胃がん検診	バリウムによる胃透視	おおむね40歳以上の方 41・46・51・56・61・66・71・76歳の方
	大腸がん検診	免疫便潜血反応(2日分の便採取)	ご希望の方 41・46・51・56・61・66・71・76歳の方
	前立腺がん検診	血液によるPSA測定	40歳以上の男性 41・46・51・56・61・66・71・76歳の男性
	肝炎ウイルス検診	血液によるHCV抗体・HBs抗原検査	40歳以上で今まで受けていない人 41・46・51・56・61・66・71・76歳の方で、過去未受診の方
婦人健診	胃がんリスク検診(ピロリ菌検査)	血液によるペプシノゲン・ヘリコバクター・ピロリ菌検査	ご希望の方 21・26・31・36・41歳の方で、過去未受診の方
	歯周疾患検診	ポケット測定・ブラッシング指導	全員無料
	腹部エコー	超音波測定	ご希望の方(連続受診不可)
	骨粗しょう症検診	かかとの超音波検査	20歳以上の男女(隔年)
	子宮頸がん検診	子宮頸部の細胞診+内診	20歳以上の女性(隔年) 21・26・31・36・41・46・51・56・61・66歳の女性
乳がん検診(マンモグラフィ)	マンモグラフィ1方向撮影	50歳以上の女性(隔年)	51・56・61・66・71・76歳の女性
	マンモグラフィ2方向撮影	40歳代の女性(隔年)	41・46歳の女性
	骨粗しょう症検診	踵骨(かかと)の超音波検査	40歳以上の女性(隔年) 41・46・51・56・61・66・71・76歳の女性
脳検査		磁器共鳴画像診断(MRI・MRA)	40歳~74歳のご希望の方(連続受診不可)

■実施については、各戸配布チラシ・広報・ホームページなどでお知らせします。対象年齢を確認し、健康福祉課へお申込みください。

■検診無料クーポン券対象の方は、各種検診を無料で受けることができます。5歳刻みの節目に該当する方には、毎年6月頃にお知らせします。

